

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

国の審議会における資料等について（お知らせ）

標記審議会が下記のとおり開催され、その資料が経産省ホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

なお、誠に恐縮ではございますが、同資料につきましては容量が大きいことから添付しておりませんので、下記ホームページよりご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

記

【経産省ホームページアドレス】

○総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会(第36回)

: 令和5年2月22日(水)開催

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen\\_nenryo/036.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/036.html)

〔資源・燃料分科会の主な審議内容〕

国際情勢を踏まえた資源・燃料政策について議論が行われました。

その中で、「LPガスの無償貸与・無償配管への対応について」本分科会の石油・天然ガス小委員会の下部組織である「液化石油ガス流通ワーキンググループ」を本年3月から開催し、検討することが説明され了承されました。

これを受けて、当協会村田専務理事より、国民生活に密着したエネルギーとして、お客様に選ばれるエネルギーであるためには、取引の適正化の対応は不可欠であり、3月から開催される「液化石油ガス流通ワーキンググループ」の議論には、以下の3点を重視し、参加していく旨の発言を行った。

- 1 公平性: 大手、中小のLPガス販売事業者が適切なルールのもとで競争できること。
- 2 実効性: LPガス業界だけでなく不動産関係業界とも連携した対応が必要であること。
- 3 安定性: 現行の制度下での取引をいたずらに混乱させないこと。

また、LPガス業界もGXに担うべく元売レベルでの『グリーンLPガス』の社会実装に向けた取組、卸売・小売レベルにおいても『高効率ガス機器』の推進や『サプライチェーンの合理化』に取り組んでいることについて説明をいたしました。

#### ○保安・消費生活用製品安全分科会 高圧ガス小委員会(第24回)

：令和5年2月24日(金)開催

[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan\\_shohi/koatsu\\_gas/024.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/koatsu_gas/024.html)

##### 〔高圧ガス小委員会の主な審議内容〕

高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について検討が行われました。(今回はLPガスに関する検討事項はございませんでした。)

今後、高圧ガス保安法における新たな認定制度の要件などを審議して本年6月頃の政省令を公布、12月頃施行を目指すことで了承されました。

なお、新たな認定制度の要件(改正高圧法第39条の14第1項)は、スマート保安の促進の観点から、サイバー対策を含む4つの要件(①経営トップのコミットメント、②高度なリスク管理体制、③テクノロジーの活用、④サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応)で構成する。

#### ○総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会

液化石油ガス流通ワーキンググループ(第4回)：令和5年3月2日(木)開催

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen\\_nenryo/sekiryu\\_gas/ekika\\_sekiryu/004.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiryu_gas/ekika_sekiryu/004.html)

##### 〔液化石油ガス流通ワーキンググループの主な審議内容〕

無償貸与・貸付(無償)配管という商慣行を背景に、LPガス事業者間の過当競争等により消費者が不利益を被っている現状を是正し、地域のエネルギーとして重要な位置づけを維持するため、LPガス料金の透明化に資する取引の適正化に向けた今後の方向性について議論が行われました。

当協会より、委員として高橋流通委員会委員長及びオブザーバーとして村田専務理事が出席し、以下の発言及び資料を基に説明を行いました。

##### 【村田オブザーバー】

資料6「取引の適正化問題について」説明を行いました。

##### 【高橋委員の主な発言】

- ・LPガスは、お客様に取引の適正化・料金の透明化を図ることは極めて重要と考えております。その中で、取引の適正化・料金の情報提供については、これまで、法令や経産省より示されたガイドラインを全国のLPガス販売事業者に対し、周知及び徹底を促してきました。
- ・本ワーキンググループの検討に際し、主なお願い事項を申し上げます。

- ・ 1つ目が制度改正に伴い、大手、中小の規模を問わず全てのLPガス販売事業者が適切なルールのもとで公平に競争できるようお願いします。
- ・ 2つ目として、取引の適正化に関しては、ガス消費機器をはじめとした設備投資が過大であることが問題の背景にあり、LPガス業界だけでなく一方の当事者である不動産業界からの適正な対応が必須です。取引の適正化への対応の実効性を確保するために、この点に留意した制度設計をお願いします。
- ・ 3つ目として、現行の液化石油ガス法に基づきLPガス販売事業者は消費者に14条書面を交付し、それに則してお客様と取引を行っているのが現状であり、大多数は安定した取引にあると考えます。こうした現行の制度下での安定した取引を混乱させない制度設計をお願いします。

また、LPガス料金と設備代を分離するお願いですが、供給に不可欠な機器のコスト(ガス警報器等)がどこまで認めていただけるか、LPガスの基本料金の定義を今一度明確にさせていただきますようお願いいたします。

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 笠間、瀬谷